

令和8年3月17日

各 位

児湯地域家畜市場

## ゴミのポイ捨て禁止について

時下、貴殿におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、当市場の道路沿線においてゴミのポイ捨てが、特にせり市日に多発しております。

ゴミの不法投棄及び散乱は、歩行者や車両の通行の妨げになったり、農作業の効率悪化、また、民家敷地内においては、日常生活への支障をきたす事となります。

既に環境省より告知されております通り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反については「5年以下の懲役」もしくは「1,000万円以下の罰金」または「その両方」に処されます。法人であれば「3億以下の罰金」が科せられます。

当市場としましても、近隣住民や通行される方々の迷惑にならない様に当市場敷地内の環境整備と共に、不法投棄をさせない様に行政等と十分な連携を図り努めてまいりますので、来場される各位におかれましては、不法投棄は「しない」「させない」をモットーにお願い申し上げます。